

●香川県告示第123号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、高見加入区について、平成26年香川県告示第198号による保険に付すべき義務は、平成30年4月17日限り消滅したので、告示する。

平成30年4月20日

香川県知事 浜 田 恵 造